

在職年数の増加に従ひ逐次昇給率の低下を来す従来の昇給規定は信号人をも
其の例に洩らす殊に年功加俸に至るとは五年(金三四)を最高限度としてゐる。
是の如きは従業者の在職年数に應ずる生活程度の向上、其範圍を擴大するに伴は
る不合理的制度である。
直に左表の如く延長せられたし。

在職年数	年功加俸月額
十 年	八 円
九 年	七 円
八 年	六 円
七 年	五 円
六 年	四 円

電氣課、土木課、共通

ハ公休日支給規定改正の件

交通産業労働者の労働は他の労働に比し其の産業の性質上必然的に不規則な
らざるを得ないのである。車庫、軌道、電線路の如き其の作業上の痛苦は世人の想像
に及ばざるものがある。従つてこの種産業経営者も此の点に留意せざるが一月三日乃
至四日の公休を支給せざるを多く見るのである。宜敷く現在支給せる公休二日を三日
に改正し其の細則を左の如く定められたし。

- 三日間欠勤は公休に影響を及ぼすこと。
- 四日間欠勤は一日を削減すること。
- 五日間欠勤は二日を削減すること。

ニ精勤賞支給規程改正の件

従来精勤賞は二月精勤者二日分を支給せらるゝあり、然し乍ら不規則ある
労働を全儀おこなはれるる産業の性質上これ精勤をおすは非常に至難である。宜
敷く精勤賞は月二日分に改正し其の細則は左の如く改正せられたし。

- 一日欠勤は一日分を削減すること。
- 二日欠勤は二日分を削減すること。